

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

アルコール健康障害対策推進基本計画骨子（案）

目次

はじめに	1
I アルコール健康障害対策推進基本計画について	2
II 基本的な考え方	3
III 第1期基本計画で取り組むべき重点課題	4
IV 基本的施策	9
V 推進体制等	23

はじめに

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

- 我が国における状況
 - ・アルコール消費量
 - ・飲酒率等の動向
 - ・アルコール依存症やその他のアルコール健康障害の現状
- 世界の動向
 - ・WHOの世界戦略等
- アルコール健康障害対策基本法の制定
 - ・アルコール関連問題への広がり
 - ・関係機関の連携
 - ・発生・進行・再発の予防
- 基本計画の策定における問題意識
 - ・飲酒に伴うリスクに関する正しい知識の普及
 - ・アルコール依存症の正しい理解
 - ・早期介入への取組
 - ・関係機関の連携による地域における回復までに至る体制の整備

I アルコール健康障害対策推進基本計画について

1. アルコール健康障害対策推進基本計画の位置づけ

アルコール健康障害対策推進基本計画はアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずるアルコール健康障害対策の最も基本的な計画として位置づけられる。

2. 第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画の対象期間

今回策定するアルコール健康障害対策推進基本計画は、第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「第 1 期基本計画」という。）とし、平成 28（2016）年度から 32（2020）年度までの概ね 5 年間を対象とする。

3. アルコール健康障害対策推進基本計画の構成について

第 1 期基本計画は、この「I アルコール健康障害対策推進基本計画について」、
「II 基本的な考え方」、「III 第 1 期基本計画で取り組むべき重点課題」、「IV 基本的施策」及び「V 推進体制」で構成される。

「II 基本的な考え方」では、第 1 期基本計画全体の「基本理念」及び「基本的な方向性」を示している。

「III 第 1 期基本計画で取り組むべき重点課題」では、平成 32（2020）年度までの第 1 期基本計画において、特に重点的に取り組むべき課題を示している。

「IV 基本的施策」では、基本法に規定される 10 の基本的施策ごとに分野を分け、原則として、それぞれの分野について、第 1 期基本計画の対象期間に達成する目標と、そのために取り組む施策を示している。

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

基本法第3条に規定されるように、アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとし、その実施に当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2. 基本的な方向性

(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解したうえで、お酒と付き合っていける社会のための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の促進

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となりアルコール問題の相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、自助グループ（アルコール依存症にかかった者等が互いに支えあってその再発を防止するための活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくり

- ・「断酒会、AA等」と記載すべき。（松下委員、中原委員）
- ・全ての自助グループを書くことはできないので、原案でよい。（月乃委員、樋口委員）

(3) 医療における質の向上と連携の促進

地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、アルコール健康障害の早期介入を含め、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進

「アルコール健康障害の早期介入」といったものを入れるべき。（今成委員、杠委員）

(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進する。